

中規模非住宅建築物に係る 省エネ基準の引上げについて

○省エネ基準適合が義務付けられている建築物のうち、中規模の非住宅建築物について、2026年4月から基準が引上げられる。

| | |
|---------|---|
| 対象規模 | 中規模非住宅建築物(300 m ² 以上 2000 m ² 未満) |
| 適用開始 | 2026年4月1日以降に省エネ適応を申請する建築物 |
| 引上げ後の基準 | 建物用途ごとに基準値が異なるのでご注意ください(引上げ後の基準は大規模非住宅建築物と同じ水準です。) |

| 現行(2025年度時点)の水準 | | 2026年度の水準(赤字部分) | | 遅くとも2030年度までに目指す水準(エネルギー基本計画等) | | | | |
|--|---|-----------------------------|---|---|--|--|--|--|
| 用途・規模 | 一次エネ(BEI)の水準 | 用途・規模 | 一次エネ(BEI)の水準 | 用途・規模 | 一次エネ(BEI)の水準 | | | |
| 大規模(2,000m ² 以上) | 工場等 0.75 ^{※1} | 大規模(2,000m ² 以上) | 工場等 0.75 ^{※1} | 大規模(2,000m ² 以上) | 事務所等、学校等、工事等 0.60 ^{※2} | | | |
| | 事務所等 学校等 ホテル等 百貨店等 0.80 ^{※1} | | 事務所等 学校等 ホテル等 百貨店等 0.80 ^{※1} | | 病院等、集会所等、 ホテル等、百貨店等 飲食店等 0.70 ^{※2} | | | |
| | 病院等 飲食店等 集会所等 0.85 ^{※1} | | 病院等 飲食店等 集会所等 0.85 ^{※1} | | | | | |
| 中規模(300m ² 以上 2,000m ² 未満) | 1.00 ^{※1} | | 中規模(300m ² 以上 2,000m ² 未満) | 工場等 0.75 ^{※1} | 中規模(300m ² 以上 2,000m ² 未満) | 事務所等、学校等、工事等 0.60 ^{※2} | | |
| | | | | 事務所等学 校等 ホテル等百 貨店等 0.80 ^{※1} | | 病院等、集会所等、 ホテル等、百貨店等 飲食店等 0.70 ^{※2} | | |
| | | | | 病院等 飲食店等 集会所等 0.85 ^{※1} | | | | |
| 小規模(300m ² 未満) | 1.00 ^{※1} | 小規模(300m ² 未満) | 1.00 ^{※1} | 小規模(300m ² 未満) | 0.80 ^{※2} | | | |

※1 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

※2 コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

※3 増改築については、改正法の全面施工以降(R7.4～)、増改築部分の面積の規模に応じて該当する規模の水準を使用。

- 中規模非住宅の基準の見直しに伴い、新基準適用時点の扱いは以下の通りとする。

- ・施行日(2026年4月1日)以降に、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して建築物エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)を申請する建築物について、新基準を適用する。(ケース①)
- ・施行日前に申請を行った場合は、改正前の基準を適用する。(ケース②)
- ・当該計画に関する変更申請の場合も、改正前の基準を適用する。(ケース③)

